

指定障害福祉サービス事業所 (ヘルパーステーション さざんか) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人光道園（以下「事業者」という。）が設置するヘルパーステーションさざんか（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護および指定障害福祉サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等（サービス提供職員）」という。）が、利用者に対し、適正な指定訪問介護および指定障害福祉サービスを提供することを目的とする。

第2条 地域生活支援拠点として、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供を担うこと。

(運営の方針)

第3条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、調理、洗濯および掃除等の家事、外出における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、障害福祉サービスその他、保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ヘルパーステーション さざんか
- 二 所在地 福井県丹生郡越前町朝日 22 字 7 の 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- 一 施設長（管理者） 1 名 但し、兼務とする

施設長（管理者）は、事業所と職員の管理及び事業の管理を一元的に行う。

- 二 サービス提供責任者 1 名以上 但し、訪問介護員と兼務とする

サービス提供責任者は、介護福祉士が当たり、居宅介護等計画および個別支援

計画の作成、利用の申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行う。また、利用者又はその家族に対して、相談助言に当たる。

三 サービス提供職員

訪問介護員等 7名以上

訪問介護員等は、居宅介護等計画および個別支援計画に基づき、指定訪問介護および指定障害福祉サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は、通常月曜日から日曜日までとし、祝日も営業とする。但し、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間は、午前7時から午後9時までとする。但し、特別に必要がある場合はこの限りではない。

(指定居宅介護等の内容)

第7条 事業所の事業に係わる内容は、次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 家事援助
- 三 通院等介助
- 四 重度訪問介護
- 五 行動援護
- 六 同行援護
- 七 移動支援

(利用料その他費用)

第8条 障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。

2 次条の通常の実施地域を超えて行う指定障害福祉サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所の所在地朝日地区、鯖江市（吉川、立待、神明地区）は無料とする。

その他の市町村で特別地域に該当しない地区は、片道1km10円とする。

3 第1項及び第2項の支払いを受ける場合には、事前に利用者又は家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受

けることとする。

4 利用料等の支払いを受ける場合には、事前に利用者または家族に対して文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5 利用料等の受領に際しては、現金又は口座引き落としにより指定期日までに受けることとし、利用者または家族に対して領収書を交付する。

（利用契約）

第9条 指定障害福祉サービスの開始に際して、障害福祉サービス受給者証を交付された者またはその家族に対し、運営規定の概要、世話人等のサービス内容に関する重要事項説明書、サービス利用説明書を交付し、その内容について説明を行い、利用者と契約を締結する。

（受給資格などの確認）

第10条 事業者は利用者との契約に際して、障害福祉サービス受給者証により障害程度区分や支給期間等の確認を行う。

（通常の事業の実施地域）

第11条 事業所の通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- 一 実施地域は、朝日地区、鯖江市（吉川、立待、神明地区）とする

（緊急時の対応）

第12条 訪問介護員等はサービスの実施中に、利用者の心身に異変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の適切な措置を講ずるとともに管理者に報告する。

（事故発生時の対応）

第13条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業者の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

（感染症対策）

第14条 事業所は感染症の発生及びまん延防止に備えるため、感染症対策委員会の設置、感染症に関する事業継続計画を策定及び周知し、それらに基づく

訓練及び研修を行うものとする。

（非常災害対策）

第15条 非常災害が発生した場合、訪問介護員等は、利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び関係機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

（事業継続に向けた取り組み）

第16条 事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できるように事業継続計画を策定及び周知し、それらに基づく訓練及び研修を行うものとする。

2 事業所は訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（虐待防止のための措置）

第17条 事業所は、虐待防止に関する責任者を選定及び設置する。また虐待防止委員会を設置し虐待防止のための措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずる。

（1）施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

（2）施設における虐待の防止のための指針を整備する。

（3）施設において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（5）成年後見制度の利用支援

3 利用者に対する虐待の早期発見に努め、虐待の可能性が認められた場合には管理者および市町村、関係機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（身体拘束等の禁止）

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記

録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(勤務体制の確保)

第19条 事業者は、利用者に対し、適切な居宅介護等サービスその他のサービスを提供するため、職員の勤務体制を定め、サービスの提供は、当該職員によって行う。

(衛生管理等)

第20条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。

(苦情解決)

第21条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者および家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(記録の整備)

第22条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、第一号および第二号の記録についてはその完結の日から五年間、その他の記録についてはその完結の日から二年間保存する。

【記録の種類】

- ・ サービス計画書(保存期間 5 年)
- ・ 具体的なサービス内容の記録(保存期間 5 年)
- ・ 身体拘束についての記録(保存期間 2 年間)
- ・ (不正被保険者についての)市町村への通知(保存期間 2 年間)

- ・ 苦情内容等の記録(保存期間 2 年間)
- ・ 事故対応についての記録(保存期間 2 年間)
- ・ ほかに(保存期間 2 年間)

※ 「完結の日」の考え方

- ・ 日々作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。

サービス内容の記録、身体拘束についての記録

- ・ 記録に期間の定めがあるものは、その期間の満了日

サービス計画書

- ・ 必要に応じて作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。

市町村への通知、苦情の内容等の記録、事故対応についての記録

(その他の運営についての留意事項)

第 23 条 事業者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内

二 職種別研修 随時

2 従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所

事業所は「障害福祉サービス等及び 障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 29 年厚生労働省告示 第 116 号) 第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 緊急時の受入・対応

介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

附則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成21年 4月1日より施行する。

この規程は、平成22年 4月1日より施行する。

この規程は、平成23年 4月1日より施行する。

この規程は、平成23年10月1日より施行する。

この規程は、平成25年 4月1日より施行する。

この規程は、平成28年 4月1日より施行する。

この規程は、平成30年 4月1日より施行する。

この規程は、令和4年 4月1日より施行する。

この規程は、令和4年 6月1日より施行する。

この規程は、令和5年 10月1日より施行する。

この規程は、令和6年 4月1日より施行する。

通常の事業の実施地域以外の利用者に対する交通費の算出根拠

ガソリン 1リットル 100円とし、1リットル=10キロメートル走行
よって、事業所より利用者宅まで片道1キロメートル10円とする。